

準県内建設業者取扱要領

平成20年5月19日
県土整備部管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札において、県内に主たる営業所(本店)を有する者(以下「県内業者」という。)に準ずる者として取扱う建設業者(以下「準県内建設業者」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号。以下「資格要綱」という。)及び条件付一般競争入札実施要領(平成19年4月1日総務部財政課県土整備部管理課定め)に定めるところによる。

(準県内建設業者の認定を行う建設工事の種類)

第3条 準県内建設業者の認定を行う建設工事の種類は、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事及び塗装工事とする。

(準県内建設業者の認定)

第4条 知事は、県外に主たる営業所(本店)を有する建設業者(以下「県外業者」という。)のうち、次の各号に掲げる基準を満たす者を準県内建設業者として認定するものとする。

- 一 資格要綱第7条第1項の規定により、入札参加資格の認定を受けていること。
- 二 県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する営業所を設置していること。
- 三 次のいずれにも該当する者を、20名以上雇用していること。

ア 県内の市町村に住民税を納付している者

イ 雇用期間を特に限定することなく雇用し、採用から1年以上経過している者

- 2 準県内建設業者の認定を受けようとする者は、準県内建設業者認定申請書(別記様式第1号)により申請しなければならない。
- 3 前項の申請に基づく準県内建設業者の認定の有効期間は、資格要綱第8条に規定する入札参加資格の有効期間とする。

(準県内建設業者の認定等の通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定により準県内業者の認定をし、又は認定しなかったときは、準県内建設業者認定(非認定)通知書(別記様式第2号)により、本人に速やかに通知するものとする。

- 2 管理課長は、知事が準県内建設業者の認定を行ったときは、発注機関の長に対し、当該認定を受けた者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地又は住所を速やかに通知するものとする。

(準県内建設業者の変更の届出)

第6条 準県内建設業者の認定を受けた者は、準県内建設業者認定申請書に記載した内容に変更があったときは、知事に速やかに届け出なければならない。

(準県内建設業者の認定取消し)

第7条 準県内建設業者の認定を受けた者が第4条第1項第1号に掲げる基準を満たさなくなったときは、準県内建設業者の認定を取り消されたものとみなす。

- 2 知事は、準県内建設業者の認定を受けた者が第4条第1項第2号及び第3号に掲げる基準

を満たさなくなったときは、準県内建設業者認定取消通知書（別記様式第3号）により、準県内建設業者の認定を取り消すものとする。

（準県内建設業者の認定取消しの通知）

第8条 管理課長は、知事が準県内建設業者の認定を取り消したときは、発注機関の長に対し、当該認定の取消しを受けた者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地又は住所を速やかに通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年5月19日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要綱に基づきされている手続その他の行為は、この要領の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成21年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の要領第6条の規定により、ほ装工事に係る準県内建設業者の認定を受けたものとみなされた者についての取扱いは、平成22年3月31日までは、なお従前の例による。

別記

様式第1号（第4条関係）

準 県 内 建 設 業 者 認 定 申 請 書

宮崎県知事

殿

建設業許可番号 許可（ ー ）第 号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

・

㊞

電話：（市外局番）

年度の県が発注する建設工事等の契約に係る入札の実施に当たり、準県内建設業者として認定してくださるよう申請します。

なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 県内営業所の設置状況	
所在地	
ふりがな 名 称	
ふりがな 代表者氏名	
ふりがな 担当者氏名	
電話番号	
設置年月日	
営業項目	
従業員数	

2 県内在住者の雇用状況				
	氏名	住所	職名	採用年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

備考 1 「県内在住者」とは、県内の市町村に住民税を納付している者をいう。
2 県内在住者の雇用状況欄に記載した者の源泉徴収票及び健康保険被保険者証の写しを添付すること。なお、申請者が加入する健康保険の被保険者でない者は、被雇用者として認定しない。

準県内建設業者認定（非認定）通知書

第 号
年 月 日

様

宮崎県知事

先に申請のあった準県内建設業者の認定については、下記のとおり認定した（下記理由により認定しなかった）ので通知します。

記

（認定の場合）

- 1 認定年月日
- 2 認定に係る建設工事の種類

注意事項

- (1) この認定の有効期間は、あなたが現在宮崎県から認定を受けている入札参加資格の有効期間と同期間となります。
引き続き準県内建設業者の認定を受けようとする場合、あらためて申請を行う必要があります。
- (2) 準県内建設業者の以下の要件を満たさなくなったときは、直ちに届け出てください。
 - ① 県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する営業所を設置していること。
 - ② 次のいずれにも該当する者を、20名以上雇用していること。
 - ア 県内の市町村に住民税を納付している者
 - イ 雇用期間を特に限定することなく雇用し、採用から1年以上経過している者

（非認定の場合）

非認定の理由

様式第3号（第9条関係）

準県内建設業者認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

宮崎県知事

・

あなたの準県内建設業者の認定については、下記理由により認定を取り消したので通知します。

記

認定取消年月日

認定取消理由